

板橋区 イノベーション創出・社会実装推進事業 実証・実装プログラム QA 集

本プログラムにいただいているご質問について、以下の通り回答いたします。

#	質問概要	関連項目	質問内容	回答
1	非営利法人の応募資格	実施要領「3. 応募について（1）応募資格」	一般社団法人・社会福祉法人などの申し込みは可能か。	○中小企業基本法にて定められている中小企業または小規模企業者の定義における「常時使用する従業員の数」の要件を満たす場合は、以下の法人格※による申し込みも可能です。 ※一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体
2	個人事業主の応募資格	実施要領「3. 応募について（1）応募資格」	個人事業主でも、スタートアップの要件を満たしていれば応募可能か。	○実施要領の19頁（3. 応募について（1）応募資格）に記載のとおり、スタートアップの応募資格を満たされている場合も、個人事業主の方は対象外とさせていただきます。
3	提出書類の記載例	実施要領「3. 応募について（3）応募方法及び提出書類」	7月31日までに提出する資料に「※」が表示されている「別紙の記載例」はどこで確認できるか。	○各様式の記載例は、板橋区HP「【公募受付中】イノベーション創出推進事業（実証・実装プログラム）」の「実施要領などの公募詳細」からダウンロードできる「資料一式.zip」に含まれておりますのでご確認ください。

#	質問概要	関連項目	質問内容	回答
4	定款の提出方法	実施要領「3. 応募について（3）応募方法及び提出書類」	定款の謄本の取得ができない、もしくは取得時間を要する場合の代替資料をあるか。	○実施要領の 22 頁に記載の通り原本証明を行った定款であれば、公証役場から発行された定款の謄本に代えて提出することが可能です。 ○なお、提出に当たっては、スキャンデータ又は電子定款により提出してください。
5	非課税法人の納税証明書	実施要領「3. 応募について（3）応募方法及び提出書類」	納税証明書について、当法人は法人区分の特性上、非課税であり納税額がない。所管窓口を確認したところ、納税証明書の発行はできないとのことだが、当該証明書の代替として提出可能な書類等はあるか。	○提出書類一覧に含まれております「書類⑧_様式 3_税未納理由申立書」を作成しご提出ください。 ○なお、貴法人が非課税法人であるかについて、提出書類に含まれている定款にて収益事業の実施有無を確認できればと存じますのでご準備のほどお願いいたします。
6	創業初期の納税証明書	実施要領「3. 応募について（3）応募方法及び提出書類」	1 期目であるため、まだ納税が発生していないが、この場合でも応募は可能か。また、応募時に、法人事業税および法人住民税の納税証明がない旨を申請する際、どのような書類を提出すればよいか。	○ご応募は可能です。 ○提出書類一覧に含まれております「書類⑧_様式 3_税未納理由申立書」に、法人設立から 1 期目で決算期に達していないため納税が発生していない旨を記載ください。

以上